

事務連絡
令和3年5月7日

各指定管理者の長 様
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部
まちづくり局公園緑地課長

県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

本日開催された第50回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、5月12日から5月31日までの間、下記のとおりご対応をお願いします。(令和3年4月28日付け事務連絡から下線部分を変更)

記

1 施設

(1) 運動施設等

別紙のとおりとする。

(2) 飲食店

酒類提供の禁止及び20時までの営業時間短縮を要請する。

(3) 駐車場

開放する。

2 来園者対応

都市公園内での飲酒及び持ち込みによる食事を禁止する(酒類以外の飲み物の摂取は可)。

3 イベント等

(1) 考え方

・規模要件の設定(5,000人かつ収容率50%以内)

・開催時間の制限(21時まで)

(2) 許可の取扱い

・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されているかを十分に確認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が随時行う指示に従うこと

② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

4 その他

(1) 露店等(移動販売を含む)

許可申請を受け付けない(5月31日以降の許可分も含む、既に許可しているもの)

は許可を取り消す)。

(2) 自動販売機

酒類の販売は不可

(3) 感染防止対策

以下のガイドライン等を参考に、感染防止対策を徹底する。

[ガイドライン等]

- ・「都市公園における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（令和3年4月26日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「都市公園における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（令和3年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」について」（令和2年8月7日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月22日付け兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付）
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策の徹底について」（令和2年5月6日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
- ※ スポーツ庁HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html）参照
- ※ 上記以外の業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについては、内閣官房HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」（<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>）参照